	3号炉審查資料	
	資料番号	資料1-5
	提出年月日	令和5年2月27日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第4条 地震による損傷の防止(地盤液状化の評価方針)

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-目次	目次に以下を追加しました。 ・「4.3 追加の液状化強度試験の必要性の検討」 ・「4.3.1 追加の液状化強度試験の必要性検討の結果及び追加試験候補位置」 ・「添付資料5 せん断波速度の代表性確認指標としての妥当性確認」 ・「添付資料6 建設時における埋戻土の施工及び品質管理について」 ・「添付資料8 1,2号埋戻土及び3号埋戻土の区分けについて」 ・「添付資料9 粒度分布の代表性確認指標としての妥当性確認」	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-5	第2.1-3図 地質断面図に液状化検討対象施設を記載しました。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-9	記載の適正化として,以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)(建物・構築物,屋外重要土木構造物,津波防護施設等) (新)(建物・構築物,屋外重要土木構造物,津波防護施設・浸水防止設備)	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-添付4-19	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 比較(RE-8'地点(3号埋戻土)) (新) 比較(RE-8' <u>'</u> 地点(3号埋戻土))	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-添付6	「添付資料 6 建設時における埋戻土の施工及び品質管理について」を追加 しました。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-10	表中「施設分類」の名称を以下のとおり修正しました。 (下線部参照) (旧) 津波防護施設 (新) 津波防護施設 <u>· 浸水防止設備</u>	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-10	表中「施設分類」のうち「津波防護施設・浸水防止設備」及び施設名称「屋外排水路逆流防止設備」に以下のとおり注釈を追加しました。・「※1 浸水防止設備については、屋外に設置される施設を対象に検討する」	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-10	表中「津波防護施設・浸水防止設備」の施設名称を以下のとおり修正しました。 ・「1,2号炉取水ピットスクリーン室防水壁」を削除 ・「1号及び2号炉取水路流路縮小工」を追加 ・「1号及び2号炉放水路逆流防止設備」を追加	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-10	表中の施設名称「3号炉取水ピットスクリーン室防水壁」の「基礎形式」, 「支持層」及び「基礎下端高さ」はいずれも「追而」としていましたが,以 下のとおり修正しました。 ・「基礎形式」は「直接基礎」 ・「支持層」は「岩盤」 ・「基盤下端高さ」は0.5	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.11)	4条-別紙9-10	表中の注釈を以下のとおり修正しました。 (旧) ※3 防潮堤よりも海側に設置される取水口及び屋外排水路逆流防止設備の設計地下水位については、取水口は残留水位T.P.+0.55m,屋外排水路逆流防止設備は朔望平均満潮位T.P.+0.26mを記載 (新) ※4 防潮堤よりも海側に設置される取水口の設計地下水位は、日本港湾協会(2007)の残留水位の設定方法に基づき、T.P.0.55mに設定 ※5 防潮堤よりも海側に設置される屋外排水路逆流防止設備の設計地下水位は、朔望平均満潮位T.P.0.26mに設定	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-11	図中の施設名称を以下の通り修正しました。 ・「1,2号炉取水ピットスクリーン室防水壁」を削除 ・「1号及び2号炉取水路流路縮小工」を追加 ・「1号及び2号炉放水路逆流防止設備」を追加	
12	泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-12	第3.1-2図(1)のうち判断③の「(観点例)」の記載を以下のとおり修正しました。 (旧)施設が改良地盤等や他構造物に囲まれており、液状化等の影響がない。 (新)施設が耐震性を有している改良地盤等や他構造物の外側の地盤の影響を受けない。	
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.11)	4条-別紙9-12	第3.1-2図(1)のうち判断③の「(観点例)」の記載を以下のとおり修正しました。 (旧)施設周辺の地形等から、側方流動の影響がない。 (新)施設が液状化による側方流動及び浮上りの影響を受けない。	
14	泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DBO4 r.3.11)	4条-別紙9-18	第3.2-1図の名称を以下のとおり修正しました。 (下線部参照) (旧) ・・・断面図(東西) (新) ・・・断面図(①-①'_)	
	泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて (設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.11)	4条-別紙9-19	第3.2-2図の名称を以下のとおり修正しました。 (下線部参照) (旧)・・・断面図(南北) (新)・・・断面図(②-②'_)	
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-23	第3.2-6図を修正しました。	
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-28	「追而」としていた第3.2-11図を修正しました。	
	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	旧4条-別紙9-29	1,2号炉取水ピットスクリーン室及び1,2号炉取水ピットスクリーン室防水壁は液状化検討対象候補施設ではなくなったため削除しました。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-35, 36	第3.2-17図及び第3.2-18図を追加しました。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-38	第3.2-20図(1/2)の名称を以下のとおり修正しました。 (下線部参照) (旧)・・・断面図(東西) (新)・・・断面図(③-③'_)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-39	第3.2-20図(2/2)の名称を以下のとおり修正しました。 (下線部参照) (旧)・・・断面図(南北) (新)・・・断面図(<u>④</u> - <u>④</u>)	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-40	文中に以下の記載を追加しました。 ・「埋戻土及び砂層の基本物性に関する評価は添付資料3に示す。」	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-40	第4.1-1図に記載の液状化検討対象施設を修正しました。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-41	第4.1-2図及び3図の地質断面図に液状化検討対象施設を記載しました。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-42	第4.1-4図に記載の液状化検討対象施設を修正しました。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-42	第4.1-5図の地質断面図に液状化検討対象施設を記載しました。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-50	第4.2-5図に記載の液状化検討対象施設を修正しました。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-67~69	第5.3-1表(1/2),(2/2),第5.3-2表に地質材料の工学的分類を追記しました。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-87	文中の記載を以下のとおり修正しました。 (旧)また,施設ごとに地下水排水設備を考慮の上設定した地下水位及び液 状化検討対象層の分布状況を踏まえて,検討の必要性を判断する。 (新)液状化影響の検討については,地下水排水設備の機能に期待する施設 においては,その機能を考慮した設計地下水位,地下水排水設備の機能に期 待しない施設においては,自然水位に基づき設定した水位又は地表面にて設 計地下水位を設定し,液状化検討対象層の分布状況を踏まえて,検討の必要 性を判断する。	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況に ついて(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止(DB04 r.3.11)	4条-別紙9-87	文中の記載を以下のとおり修正しました。 (下線部参照) (旧) 液状化等を考慮した評価と考慮しない評価 (新) 液状化等を考慮した評価(有効応力解析)と考慮しない評価(全応力解析)	